

# 「生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）」

## に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 2022年（令和4年）11月7日（月）から2022年（令和4年）12月7日（水）まで
2. 意見の数 77件
3. 意見提出人数 11人（郵送 1人、FAX 0人、メール 7人、持参 3人）
4. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、案を修正するもの	7件
□	意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの	10件
■	意見は反映させないが、今後事業実施時等に参考とするもの	18件
▲	意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの	36件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として取り扱うもの	6件
合計		77件

5. 意見の内容と市の対応

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由
1	制度全般について	<p>● 大規模な広報活動をお願いします。</p> <p>生ごみの分別収集を開始することは、時代の流れもあり、賛成します。しかし、市民への告知が重要なのではないのでしょうか。現在も市内のあちこちのごみステーションに、分別不良等により未回収のごみがあります。たまに当方が使用のごみステーションも分別不良でごみが回収されない場合があります、カラスにつつかれ、散乱してしまうことがあります。数年経っている分別ルールもまだまだ周知できていない状況です。市民全員に完全に分別ルールを理解していただくことは難しいと思いますが、生ごみの分別が加わり、ルールが今回、更に相当細かくなると思いますので、「わかりやすい資料の作成と、その資料を活用した説明会、広報ずしによる広報に加え、SNS、ネット広告、新聞折り込み、交通広告、チラシ配布やごみステーション、町内掲示板等への掲示等による、大々的な広報活動をお願いします。</p>	□	<p>ごみの排出は、日々の市民生活の中で毎日行われるものですので、分別の変更についての周知は大変重要であると考えています。</p> <p>生ごみの分別収集・資源化の実施に当たっては、自治会（マンション管理組合等も含む。）単位の説明会を開催する等、より詳細な説明会を開催して市民の皆さんへの周知徹底を図るとともに、自治会等に未加入の人にも情報が行き渡る方法、外国人への周知徹底の方法を検討します。</p> <p>また、生ごみの分別収集・資源化に関する冊子の作成及び全戸配布、広報ずし、広報掲示板、市ホームページ、SNS、ごみ分別アプリ等を活用し、広く周知を図ってまいります。</p> <p>なお、生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計（案）（採否の理由欄においては、以下「制度設計（案）」という。）24ページ「10 生ごみ分別収集・資源化に関するスケジュール（案）」には、2023年度（令和5年度）、2024年度（令和6年度）の2年間かけて、生ごみ分別変更に関する詳細な市民説明を行っていく予定であることを記載しています。</p>
2	制度全般について	<p>ごみとして収集された生ごみを分別回収し、それをたい肥化して、配布ならびに販売するという計画には賛成します。ただし、21日の説明会で大崎町の例をご紹介したように、エネルギーと時間をかけて作ったたい肥が活用されずに、結局焼却することのないための計画作成と定期的な見直しをお願いします。</p> <p>大崎町では、完全有機のたい肥にし、かつ、農業法人を設立し、そこで栽培した有機野菜を販売することで、たい肥の100%活用が実現。作られたたい肥の7、8割はそこで活用と聞いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀・三浦半島など広域連携でのたい肥の活用例。また、魅力あるたい肥にするための有機などの差別化</li> <li>・逗子・葉山内の土地を農地として利用できるような工夫（空地利用の期間限定でもコミュニティ農園など）</li> <li>・初めての取組みになるので、今後、計画と実態との差異などに</li> </ul>	■	<p>葉山町に設置予定の生ごみ資源化処理施設は、事例では減容化率が90%以上で処理後の堆肥生成が少ない方法で資源化する方式です。葉山町では同等成分の堆肥を買い取り、農家に配布して利用する実験を行っています。</p> <p>逗子市では現在、収集している「草・葉・植木ごみ」の一部を堆肥化し、第一運動公園、市役所横、ハイランド自治会館の置き場で市民配布していますが、堆肥の配布量を増やしてほしいという要望があります。生ごみ堆肥は量が確保できるため、生ごみ堆肥に置き換え、配布量を増やしていきたいと考えています。現時点では、流通に問題はないと考えますが、定期的に堆肥の活用の状況を確認し、運用いたします。</p> <p>生ごみの分別収集・資源化の実績については、市のごみ処理経費の現状などと併せて公表していきます。</p>

		<p>ついて徹底した情報公開と、市民参画について、今後も継続してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化のしやすい包装・ごみを減量するために市民・事業者参加の対話会などの実施</li> </ul> <p>(例・大崎町では最終処分場までを見学場所として含めているのですが、企業の見学の際に生クリーム容器など牛乳パックの裏にアルミを貼っていると、有効な資源化ができないことを説明したら、地元の事業者が、アルミを使用しない包装を開発したというエピソードを聞きました)</p> <p>逗子市のカーボンニュートラルもごみの減量も1つの所轄で実現できることでなく、また行政のリードだけでできることではないと思っています。ただ、市民に協力を求めるのなら、行政が、率先してコミットしていく姿勢を見せ続けることで、市民の協力や協働も得られると信じていますので、引き続きどうぞよろしくをお願いします。</p>		<p>また、カーボンニュートラルにつきましては、引き続き担当課と連携して取り組んでまいります。</p>
3	制度全般について	<p>これ以上住民の負担になるような事はやめて欲しいです。ただでさえ不燃ごみ、燃やすごみの有料袋は、かなりの出費になっています。隣の横須賀市は逆に分別する必要が少なくなっています。ごみ袋も指定はありません。また働く世代として、生活の上で生ごみまで分別するにはかなり労力かかり、負担となります。生ごみ分別中止してください。</p>	▲	<p>家庭ごみ処理有料化は、対象となるごみを「燃やすごみ」と「不燃ごみ」とし、再生利用が可能な資源ごみは、有料化の対象外とすることで、発生抑制・排出抑制を推進するとともに、資源物の分別排出の促進を図ることで、なるべくごみを燃やさない、埋め立てないようにすること、ごみ排出量に応じた公平な費用負担とすることを目的として導入しました。生ごみの分別になるべく手間がかからないよう、「水切りネットに入れた生ごみ」や「水を切って小袋に入れた生ごみ」はそのまま生ごみ用指定ごみ袋に入れて出せるようにする考えです。</p> <p>また、生ごみは燃やすごみの半額の処理手数料とし、生ごみを分別することで処理手数料が安価となる制度設計としています。</p> <p>燃やすごみの約4割を占める生ごみの資源化は、ごみ焼却量の大幅な削減につながり、環境負荷の低減、コストの削減及び循環型社会の形成に大きく寄与することになります。</p>

4	制度全般について	<p>制度設計（案）2ページ目についてですが、①生ごみ分別・収集、②堆肥化、③堆肥配布による資源循環とありますが、まず生ごみをごみとして出さないことを第1のビジョンとして、提案すべきだと思います。我が家では十年以上前からキエーロを使い、生ごみは土に還している。そこで、夫婦二人の我が家の生ごみはどれくらい出るものか、毎晩夕食後に、その日一日の生ごみをまとめて量ってみた。2月17日から5月23日までの三か月間の総量はおよそ20キロと結構な量になった。昨年の逗子市のデータによると、燃やすごみの内訳で三分の一を生ごみが占めている。逗子市の世帯数の二万が、生ごみを出さない取組みをしたらどうだろうか。行政が強制とまではいかななくても、家庭や学校で生ごみを出さない具体的な方法を拡げて行って欲しいと願う。</p>	□	<p>生ごみの自家処理のご協力をいただきありがとうございます。市民説明会で配付しました説明資料2ページの記載内容と理解します。</p> <p>説明資料では、導入部分として、生ごみの分別収集・資源化の計画について大きな流れを記載しています。ご意見のとおり、家庭での自家処理・排出量の削減を優先すべきと考えますので、説明資料の5ページには、「家庭での自家処理・排出量の削減を優先」について記載し、生ごみの分別収集・資源化を開始したとしても、これまでどおり自家処理が優先されることを説明会で説明しました。</p> <p>なお、制度設計（案）では、6ページ「2（1）排出抑制推進施策の優先」として、家庭での自家処理の優先、食品ロス及び排出量の削減について記載しています。一人ひとりの行動の積み重ねが、市全体としての生ごみ排出量の大きな削減につながると考えますので、一人ひとりが生ごみの減量化・資源化について意識し、分別徹底と減量効果が得られるよう、周知に取り組んでまいります。</p>
5	制度全般について	<p>● 目的についての考察</p> <p>自治体として生ごみ処理をする目的は目の前のごみを無くすことであるが、その記載が市の作成した「生ごみの分別収集・資源化に関する制度設計」（案）にない。つまりは生ごみ処理を問題としてとらえておらず、葉山町の計画に乗ることが第一義となっている。このような計画についてはそもそも再考すべきと考えられる。</p>	▲	<p>循環型社会形成推進基本法の処理の優先順位によるリサイクル推進のため、焼却ごみから生ごみを分別して資源化するものです。</p>
6	制度全般について	<p>● 手段としての考察</p> <p>① 堆肥を使い切る見込みがないこと</p> <p>堆肥はそもそも農業に用いるもの。野菜等の生育に必要なリン、カリ、窒素を供給するために用いられるべきものである。しかしながら逗子市は農業を持っておらず、葉山町も30haの農地しかないために、膨大な量の堆肥をつくることには意味がない。また、運べないほどの堆肥を放置することで地球温暖化ガスであるメタンや一酸化二窒素を発生させる可能性がある。そもそもは農業が主産業である農産地が行うべき処理法を都市郊外である逗子・</p>	▲	<p>①葉山町に設置予定の生ごみ資源化処理施設は、事例では減容化率が90%以上で処理後の堆肥生成が少ない方法で資源化する方式です。葉山町では同等成分の堆肥を買い取り、農家に配布して利用する実験を行っています。</p> <p>逗子市では現在、収集している「草・葉・植木ごみ」の一部を堆肥化し、第一運動公園、市役所横、ハイランド自治会館の置き場で市民配布していますが、堆肥の配布量を増やしてほしいという要望があります。また、葉山町は、農家があり流通には問題がないものと考えています。</p>

		<p>葉山で行う意義は無いものと考えられる。</p> <p>②堆肥生産時の課題</p> <p>生ごみは燃やせばカーボンニュートラルであり、CO2の発生に寄与しないこととされるが、生ごみを含む有機物を土壌処理することにより地球温暖化ガスであるメタンや一酸化二窒素を発生させることは環境省、経済産業省をはじめとする政府で認識されており、国際的にも気候変動枠組み条約国会議でも政府間パネル(IPCC)の提言に基づき、メタンの削減の重要性を述べている。生ごみから発生するメタンについては発生時に回収し燃焼→発電をして(採用事例多数あり、逗子市については却下した実績がある)、大気に対しては環境負荷の少ないCO2として放出する、あるいはCO2を回収して農業や微細藻類育成などに活用する方が望ましい(佐賀市などで事例あり)。有効利用されない堆肥であれば作るべき対象とすべきではない。</p> <p>仮に堆肥を作ったとしても、その運搬に関するようなエネルギーについて言及がない。</p> <p>また、③土が農地等へ運ばれることとなると思われるが、一方的に運び出すと処理センターでの土が減ることとなるが、その補充についてのコスト、燃料等が不明である。</p> <p>上記の通り、生ごみを起点とした炭素循環は考えられておらず、手段としての堆肥づくりが目的と化して議論が展開されていることから様々な点での数字の欠如、理論の破綻があると考えられる。</p>	<p>②ご意見の生ごみ処理方法の情報は、把握していますが、自治体としてはごみを確実に適正に処理する責任があります。そのため、試験的な段階での採用は難しく、稼働実績が多く継続的に適正に処理することが望まれます。</p> <p>③堆肥の生成では、製品堆肥の一部を生ごみの発酵に返送し、製品の中に含まれる微生物を再利用して発酵を繰り返す方法とする計画です。</p>
7	制度全般について	<p>様々な課題が存在することが予見されるので、拙速に結論を出して環境負荷を増やすことはやるべきではない。また、逗子市としては環境に対するコミットとして「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」を出していることに対して逆行しているので、葉山町に生ごみ処理を委託することを現時点で行うべきでない。</p> <p>家庭ごみ中の生ごみが4割というのであれば、その全量がサステナブルな方法で住民生活に生きるように制度設計を見直すべきと考える。併せてメタンを大量に発生する生ごみ処理装置「キエーロ」についても直ちに補助金を排除し、目の前のごみを減らすことだけでなく気候変動要因を削減する努力を行うべきと考え</p>	<p>▲ 家庭から出る燃やすごみの約4割と多くを占める生ごみの資源化を行うことで、ごみ焼却量の大幅な削減による環境負荷の低減、コスト削減、循環型社会の形成に大きく寄与することができるとの考えです。</p> <p>環境保全効果として、制度設計(案)23ページ「生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果」に記載しています。2市1町で広域処理することによる全体の環境保全効果として、焼却、焼却残渣の資源化(熔融)、収集運搬、生ごみの資源化処理から発生する温室効果ガスについて、環境省の資料により算出し、2025年度(令和7年度)と2019年度(令和元年度)と比較すると、年間約6,257t-CO2減少</p>

		る。 本件は逗子市議会で否決して、総合的（統合的）な都市計画として炭素循環を気候変動や地域産業への貢献を踏まえて再度検討を行ってほしい。		すると試算されます。 生ごみの自家処理については、好気性発酵を促進するために攪拌（かくはん）等の周知が必要と考えます。
8	制度全般について	制度設計は、それを構成する各施策を明確にし、何が決まっているのか、何がこれから決めなければならないか等について、個々の施策の影響を洗い出してからでないと、制度設計に耐えられるものとは言えないと感じている。	■	制度設計（案）は、生ごみの分別収集・資源化の実施に向けて、生ごみ資源化の検討経緯、生ごみ資源化の意義、生ごみ排出量の予測、生ごみの分別・処理方法、処理経費、環境負荷等を案として示し、広く市民の皆さんの意見を聴取することを目的としたものです。ごみの排出は、日々の市民生活の中で毎日行われるものであり、分別の変更は市民生活に大きな影響を与えるものですので、市民の皆さんからいただいたご意見を踏まえて、より良い制度としていきたいと考えています。
9	はじめに	1 ページ 6 行目「1998 年 3 月」から同 22 行目「2016 年 5 月」の 18 年間の広域化協議の経緯がすべて割愛され、停滞期に何も無かったかのような記述である。詳細は本文に書くとしても紆余曲折を簡明に記すこと。逗子・鎌倉・葉山の 3 市町広域化計画は長期的展望を欠き、ごみ処理計画は今後とも流動的にならざるを得ない。この問題意識を明示する必用がある。	□	3 ページ 1 生ごみ資源化の検討経緯 (1) 4 市 1 町の広域化協議 (1998 年 (平成 10 年) 7 月～2006 年 (平成 18 年) 2 月) にご意見の趣旨が盛り込まれています。
10	はじめに	1 ページ 16 行目では「ごみの総排出量は減少」とするが何処のごみが減少したのか分らない。文脈からは国全体と読めるが、逗子に於いてどのような施策によってどの程度減少したか明示すべきである。今回の生ごみ処理計画がその延長上の位置付けになる。特にごみ処理有料化実施は避けて通れない問題であり、基本的考え方を示す必用がある。	▲	この段落では国全体について記載しています。

11	1 (1) 4市1町の広域化協議 (1998年(平成10年)7月～2006年(平成18年)2月)	同項8行目「資源物の処理方法を統一することが困難」とするのみで、考え方の相違点の具体性がない。今回の生ごみ処理計画の遠因であり相違点を明確に示す必要がある。	▲	横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想(素案)中間報告に示した生ごみの処理方法(分別し資源化又は分別せずに資源化)、植木剪定枝の安定した資源化、広域組織、負担割合等の課題の解決が困難という理由です。
12	1 (2) 逗子市一般廃棄物処理基本計画 (2010年(平成22年)3月)	同項2行目「焼却施設の建設を巡る協議が平行線」とするが、鎌倉と逗子の主張の相違点の記載が無く、3行目の「10年以上延命化」が浮上した経緯が分らない。 また、その後の展望をどのように描き、ごみの減量化・資源化として6行目「新たに整備する施設として生ごみ資源化施設を位置付け」との関係が分らない。この時点では葉山は計画に参加していないので、どこに処理施設を予定したのか、鎌倉との関係はどうなっていたのか、合意事項は何かを明示すべきである。	○	「焼却施設の建設を巡る協議が平行線」について、「焼却施設の設置場所を巡る協議が平行線」に修正します。 「10年以上延命化」については、2010年(平成22年)3月の逗子市一般廃棄物処理基本計画の策定時において、広域化協議が進まない場合、単独での処理に耐えられるよう延命化する方針決定としたものです。「新たに整備する施設として生ごみ資源化施設を位置付け」については、燃やすごみの約4割を占める生ごみについて、焼却処理によらない効率的かつ適正な処理システムの実現に向けて位置付けたものです。
13	1 (2) 逗子市一般廃棄物処理基本計画 (2010年(平成22年)3月)	4ページ1行目「バイオガス化は(中略)残さを焼却する焼却炉を併設する必要があるため(中略)残さの発生量が少ないHDMシステムを中心に検討」とするが、減少しても残渣は発生し残渣焼却の必要性は生じる。この残渣処理の想定が分らず、HDMシステムを優位とした論理には飛躍がある。今回の生ごみ処理計画の葉山の処理施設に影響することであり、明快な説明が必要。	▲	バイオガス化施設では、バイオガスの他に、発酵残渣や排水が発生しますが、計画している生ごみ資源化処理施設から発生する残渣は、主に収集した生ごみに混入していた異物です。事例では、減容化率が90%以上で処理後の堆肥の生成が少ない堆肥化システムであり、生成された堆肥は市民配布等により、資源として循環する考えです。
14	1 (3) 2市1町の広域化協議 (2016年(平成28年)5月～)	4ページ同項2行目「逗子市は、家庭ごみ処理有料化によるごみの減量化・資源化に大きな成果」とするが、有料化のみが減量化達成要因の如き記述であり、『逗子市は資源化できない焼却ごみ処理有料化及び市民の環境意識の深化と協力によるごみの減量化(以下略)』と訂正すべきである。市民の協力の視点が欠如している。文章はここで区切り、さらに、なお一層の環境負荷の低減を図るためと続けたほうが分かりやすい。	▲	ごみの減量化・資源化を推進するに当たっては、市民の皆さんのご協力は欠かせないものと考えています。 市民の皆さんのご理解とご協力を得るために、広報や周知は重要と考えており、家庭ごみ処理有料化に限らず、ごみの減量化・資源化に係る広報や周知に取り組んでいます。

15	1 (3) 2市1町の広域化協議 (2016年 (平成28年) 5月～)	6行目の次の段落では逗子葉山の協議結果のみ記し、鎌倉に係る位置づけを無視しているが、今後の見通しのためにも鎌倉部分の記述を追加すべきである。鎌倉の生ごみをも葉山で処理するかのような誤解を招く。	○	この段階では、鎌倉市と逗子市の共同処理について、具体的な協議が進んでいませんでした。 1 (3) 2市1町の広域化協議 (2016年 (平成28年) 5月～) 14行目の「10トン程度」については、「逗子市・葉山町の生ごみを資源化する施設として10トン程度」に修正します。
16	1 (3) 2市1町の広域化協議 (2016年 (平成28年) 5月～)	14行目「協力率を上げることによりコスト縮減」とするが、協力率とは何か、それがコスト縮減にどう結び付くのか、市民が納得できるように、具体明確な記述にすべき。	○	協力率とは、分別区分としての「生ごみ」のうち、実際に「生ごみ」として排出される割合のことです。例えば、協力率70%の場合は、残り30%の生ごみが「燃やすごみ」に混入するということです。協力率を上げることによりトン単価が圧縮され、コスト縮減につながります。説明欄に追加記載します。
17	1 (4) 2市1町ごみ処理広域化実施計画 (2020年 (令和2年) 8月)	この項目も内容は逗子葉山のみであり、鎌倉部分は無視している。鎌倉の位置づけを付記すること。これではタイトルに反して逗子葉山のみでの広域化計画にすぎない。逗子焼却余力で鎌倉の焼却ごみを引き受けることを明記すべきである。	○	次の文章を追加します。 「また、2025年度 (令和7年度) からは、逗子市焼却施設の年間焼却可能量20,000トンの範囲で鎌倉市の可燃ごみの一部を受け入れる計画としています。」
18	1 (5) 改定逗子市一般廃棄物処理基本計画 (2021年 (令和3年) 3月)	同項5行目「策定予定の」災害廃棄物処理計画は策定済みで、『予定の』は不要。	▲	この時点では、策定予定であったため、注釈に策定年月を記載しています。
19	1 (6) 生ごみ資源化処理施設整備に向けた今後の流れ	施設運用にむけた葉山町での実証実験の状況により実施までには今回の生ごみ処理計画の変動が在り得る旨を付記すべき。	○	3行目の「契約後施設整備を開始します」について、「2022年 (令和4年) 2月に契約を締結し、現在、再整備工事を行っています」に修正します。
20	2 生ごみ資源化の意義	この円グラフはいつの資料ですか？	◆	市民説明会で配付しました説明資料4ページの「燃やすごみの内訳」の円グラフのことと理解します。 燃やすごみの組成調査は年に4回実施しています。調査時期や年度による変動はありますが、燃やすごみの平均的な組成として作成したものです。



21	2 生ごみ資源化の意義	2行目「ゼロ・ウェイスト」の注釈で「ごみをゼロにする」とあるが現時点では実現不可能。せいぜい、『ゼロを目指す』程度が限界。	▲	注釈では、言葉の意味を示し「ごみをゼロにする」と記載しています。本文では、ゼロ・ウェイストの実現を目指すとして記載しています。
22	2(1) 排出抑制推進施策の優先	本項目の順位付け①と②を逆転すること。全住民が実施可能で意識の持ちようで多大な変化が望めるのは②の排出量削減である。多少の手間を掛けさえすれば経費も少なく費用対効果大きい。	○	循環型社会形成推進基本法の処理の優先順位であるリデュース、リユース、リサイクルの順に入れ替えます。
23	2(1) 排出抑制推進施策の優先	本項目①では自家処理がバラ色の如き記述をするが、そもそも、自家処理設備の設置自体が困難な住居環境の人が多数存在する事実を顧慮していない。また、自家処理設備の普及状況、稼働状況、耐用年数、耐用期間終了後設備自体がごみと化すこと、自家処理設備の不適切管理等による近隣への迷惑、メタンガス等の無管理下での大気中放出などを無視している。これら負の要因を補助金支出で達成される成果に較量した形跡が見られない。先般の説明会では設置後5年以内の稼働率が7割程度との回答があったが、この事実を猛省すべきである。本項目①2行目では「生ごみの分別収集及び資源化を開始したとしても(略)自家処理が優先」と安易な結論を出す、市民の分別への協力意欲を削ぐのみならず、施設建設の必要性を極めて消極的に解するものと読める。	■	施設規模については、生ごみ処理容器等の耐用年数や利用継続率も考慮して家庭での減量化量を算出したうえで計算しています。 全家庭が生ごみの自家処理を行うことは現実的ではないことから、どうしても出てしまう生ごみについては、資源化施設を整備して分別収集・資源化を行う考えです。
24	2(1) 排出抑制推進施策の優先	7行目では「逗子市商工会と協定を締結して(略)処理容器の普及促進」とするが処理容器等の普及促進が必要との判断なら行政の方針として実施するもので商工会が出てくるのが文脈上不適切。商工会に便宜供与ともとれるので、このくだりは削除すべき。機種を指定し購入者に補助申請させれば済むことである。	▲	逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱は、購入者が助成を申請する制度です。商工会は、商工会法に基づき非営利の公益的活動を行う法人であり、逗子市と逗子市商工会は「家庭用生ごみ処理容器の普及拡大に関する協定書」を締結しています。商工会は、燃やすごみの減量に資する家庭用生ごみ処理容器の販売を行い、普及拡大を図るものとしています。また、助成金の申請、請求及び受領に関する権限を受任し、これを代行することができるとしているため、購入者は、助成金を差し引いた金額を支払うことで、生ごみ処理容器を設置できます。

25	2 (1) 排出抑制推進施策 の優先	<p>10 行目では「収集運搬に係るコストが抑制され、(略)地域の環境美化にもつながり」とするが、生ごみ排出量が自家処理により多少減少したとしても、現行収集回数を維持する限り、収集コストはそれほど削減するとは思えない。むしろ、焼却ごみと生ごみを別々の収集車を使用することで運行回数が増加し収集コストは増加する筈。コスト削減の具体的根拠を明示すること。また、「ごみステーションが衛生的になり地域の環境美化」とするなどはごみステーションの存在自体が通行障害、ごみ不法投棄、ごみ散乱の原因であることを無視している。これらの問題は戸別収集の実施で一挙に解決し災害発生時の通行障害除去にもなり安全なまちづくりに資するものである。戸別収集の実施を現行との比較に於いてコスト面で具体的に検証する時期に来ている。6,000 か所（注・この数字は記憶に過ぎず市ホームページで検索したが分らなかった）以上の収集を実施し今後さらに増大が見込まれる高齢者等の戸別収集対応の現状に鑑みるとき具体的検討が急がれる。戸別収集は分別の強化、不法投棄防止、各戸の安否確認にもつながりメリットはかなり大きなものとなる。さらに、温室効果ガスの削減も根拠不明。自家処理で発生するメタンガスや二酸化炭素は焼却に対する優位性がなく、上記同様に収集車の運行増加は排気ガスの増大を招くことになる。</p> <p>14 行目では「全家庭が生ごみの自家処理を行うことは現実的ではない」と認めるにもかかわらず資源化施設を従属的な位置付けとする。嫌気性菌の発生を抑制する資源化施設の意味を無視し、自家処理による野放図なメタンガス等の発生を奨励することは環境負荷軽減に反するとの誹りを免れない。現実に即し、自家処理よりも資源化施設の有用性を認識すべきである。</p>	<p>■ 生ごみの自家処理等により生ごみの排出量が減少すれば、1台の収集車でより広い市域の収集が可能となり、収集コストの削減につながります。</p> <p>制度設計(案)についての市民説明会及び同説明会アンケートにおいても、戸別収集への強い要望はありませんでした。現時点において収集方法については、現行のごみステーション収集方式を維持することが適当と考えます。</p> <p>2市1町で広域処理することによる全体の環境保全効果として、焼却、焼却残渣の資源化(溶融)、収集運搬、生ごみの資源化処理から発生する温室効果ガスについて、環境省の資料により算出し、2025年度(令和7年度)と2019年度(令和元年度)と比較すると、年間約6,257t-CO<sub>2</sub>減少すると試算されます。</p> <p>家庭での自家処理を優先しつつ、生ごみ資源化処理施設の有用性を認識しています。</p> <p>生ごみの自家処理については、好気性発酵を促進するために攪拌(かくはん)等の周知が必要と考えます。</p>
----	--------------------------	--	---

26	2 (1) 排出抑制推進施策の優先 ②食品ロス及び排出量の削減	キエーロやコンポストでの嫌気性発酵を防止するための使用方法（よく混ぜる）の徹底をお願い致します。究極の目標は、「食品ロスや生ごみ排出ゼロ」だと思います。禅寺ではないので、まったくゼロにするのは無理だと思いますが、「食品ロス・生ごみ排出ゼロ」に向かうような、キャンペーンや施策をお願い致します。	□	ご意見のとおり、好気性発酵を促進するために攪拌（かくはん）等の周知が必要と考えます。 また、食品ロスや排出量の削減については、一人ひとりの行動の積み重ねが、市全体としての生ごみ排出量の大きな削減につながると考えています。生ごみの分別収集・資源化に関する冊子の作成及び全戸配布、広報ずし、広報掲示板、市ホームページ、SNS、ごみ分別アプリ等を活用し、一人ひとりが生ごみの減量化・資源化について意識し、減量効果が得られるよう、広く周知を図ってまいります。
27	2 (1) 排出抑制推進施策の優先 ②食品ロス及び排出量の削減	この項の末尾7ページ6行目では「きめ細かな周知、説明に取り組んでいきます」とするが、市ホームページで『生ごみの水切り方法』と検索しても何も出てこない。お題目だけで具体的方法の提示もせず、一部自治体で実施する水きり道具の無償配布も行わない。8ページには令和2年度の逗子葉山のごみ焼却量合計は16,867トンとするが、7ページ(2)の項9行目「生ごみ」の割合は4割程度」とすれば生ごみは6,747トンとなり、7頁2行目の「水分が約8割」を基に算定すると5,397トンが水ということになる。仮に、生ごみの水分を10%絞るだけでも540トンの減量になる。自家処理設備の普及促進よりも安価で多大な効果を生み出せる。そのためには市民の理解と協力が不可欠であり、あらゆる広報媒体による具体的方法の周知、実証体験などの機会供与が不可欠で、最優先課題とすべきである。	■	生ごみをなるべく出さない工夫について、逗子市のごみと資源物の出し方「CUZ」や市ホームページに掲載しているほか、定期的に広報ずしで周知をしておりますが、市民の皆さんの理解と協力を得るためには、より具体的な方法の周知を図っていく必要があると考えます。ご意見のとおり、最優先項目としていきたいと考えます。
28	2 (2) 環境負荷の低減・カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現	本項目13行目では「焼却量及び埋立量(最終処分量)を大幅に削減」とし、生ごみを減らせば二酸化炭素の排出が抑制されると言わんばかりの記述であるが、生ごみの焼却と今回の生ごみ処理計画堆肥化施設での二酸化炭素の排出量を具体的根拠と数字で示すべきである。ごみの酸化過程を考えれば両者に於いて二酸化炭素排出の差は小さいはずである。埋立量の削減についても現状の最終埋め立て量と生ごみの最終処分量構成比を具体的に示すべきである。今までのごみ関係説明会を聞く限り逗子のごみ処理は既にかかなりの深化を実現し最終埋立はごく僅かなものと認識していたが、これが誤りだったことになる。明快な説明をすべきであり、場当たりの記述は市民のごみ問題の認識を混乱させ	□	生ごみの資源化処理に伴う二酸化炭素排出量は、制度設計(案)23ページの表15中に「生ごみの資源化処理に伴う二酸化炭素排出量」として試算しています。2市1町で広域処理することによる全体の環境保全効果として、焼却、焼却残渣の資源化(熔融)、収集運搬、生ごみの資源化処理から発生する温室効果ガスについて、環境省の資料により算出したものです。 なお、通常、有機性廃棄物のコンポスト化(堆肥化)は好気性条件下で行われるため、メタンはほとんど発生しないとされています。 逗子市のごみ処理としては、従来埋め立てていた焼却灰を外

		<p>る。</p> <p>16 行目では「焼却及び埋立中心のごみ処理から脱却する」とするが、上述のごとくその根拠は希薄であり、昨今のエネルギー高騰がもたらす電力危機や石油使用削減の必要性を考えると、従来の「燃やさない、埋め立てない」のスローガンはその有効性を再考すべきときであろう。ちなみに、埋め立てでは建設残土や宅地造成などが圧倒的に大きいものと思われる。</p>		<p>部搬出して資源化しており、埋立処分量はごく僅かです。焼却灰の資源化開始前の 2011 年度（平成 23 年度）の最終処分率約 13%に対し、2021 年度（令和 3 年度）の最終処分率は約 0.3%となっています。一方で、焼却灰の資源化には多額の費用がかかることから、燃やすごみの更なる減量化を推進する必要があり、生ごみの分別収集・資源化を計画しています。生ごみを資源化した場合、堆肥は全量有効利用されることになります。</p> <p>なお、「埋め立てない」というのは、一般廃棄物の最終処分のことを指しており、最終処分につながるごみを減らすという考え方です。</p>
29	2 (2) 環境負荷の低減・ カーボンニュートラル (脱炭素社会) の実現	<p>下水処理設備の更新が必要となることが予想されていますが、下水処理設備から発生する消化ガス（メタン）でガスエンジン等により発電をするような設備として頂き、その中のごみ処理設備から発生するメタンを消化ガスと共にガスエンジンの燃料に使用する計画として頂きたい。</p> <p>現計画については、将来の下水処理設備との連携処理への改造等が容易になるよう配慮した設備として頂きたい。</p>	◆	参考意見とさせていただきます。
30	2 (3) コストの削減	<p>本項目 1 行目では 2020 年度の「ごみ焼却量は 16,867 トン」とするが次ページ表 1 の当該数量は 16,616 トンであり、1.5%の開差がある。16,867 が実績で 16,616 が予測値であるなら、計画開始当初の数値から齟齬が生じており、その後の予測値の信憑性が損なわれる。2022 年以降の予測値を見直すべきである。</p>	■	<p>制度設計（案）9 ページ、表 1 の可燃ごみ量の将来予測は、2020 年（令和 2 年）8 月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」によるものです。計画値の更新については、今後の推移を見ながら、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会の中で協議してまいります。</p>
31	2 (3) コストの削減	<p>4 行目では「焼却するよりも安価な処理方式を採用」（資料編 26 ページ参照）とするが、同資料の経費試算を見る限りでは、大きく数字の変動が生じるのは資本費であり他の項目はむしろ増加する。「安価」で片づけるのは不適切で、この内容が何か説明が必要。</p>	□	<p>制度設計（案）22 ページ、表 14 生ごみ資源化経費 18.9 円/kg と、同資料編 26 ページ、2025 年度（令和 7 年度）焼却経費試算 29.6 円/kg を比較対象としています。</p>

32	3 燃やすごみ及び生ごみの排出量予測	表1の2020年度数値については見直しを求める。表1の予測値は今後のごみ処理計画に於いて基礎数値となるもので、項目区分の説明が不可欠である。そのうえで、家庭ごみと事業ごみにおける生ごみ資源化の考え方の異同、手数料の取り扱いについても言及すべきである。また、逗子市には米軍住宅が存在しその排出ごみも逗子市で処理している筈だが、そのごみが表中のどの項目に計上され、その処理量及び生ごみの資源化の有無及び今後の方策を明示すべきである。米軍住宅居住人数は不明としても排出量は分かるはずである。ちなみに、逗子市の本年11月1日における人口は56,564人(広報ずし12月号)であり予測数字と大きく異なる。	■	制度設計(案)9ページ、表1の可燃ごみ量の将来予測は、2020年(令和2年)8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」によるものです。計画値の更新については、今後の推移を見ながら、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会の中で協議してまいります。事業系ごみの取り扱いについては、24ページ「9 事業系ごみの取り扱い」に記載しています。事業系ごみ処理手数料の見直しについては、今後検討を進め、改めて審議会、市民説明会、パブリックコメント等の市民参加制度に基づく手続きを行う考えです。人口については、逗子市総合計画基本構想2015-2038(2015年(平成27年)3月策定)の数値を使用しており、2022年度(令和4年度)の推計人口は55,582人に米軍池子住宅地区の人口3,000人を加えた58,582人としています。米軍池子住宅地区から逗子市環境クリーンセンターへ搬入されるごみは、事業系ごみに含まれています。
33	3 燃やすごみ及び生ごみの排出量予測	項目区分の説明がないので、仮に「生ごみ資源化量」を『分別した生ごみで資源化施設に搬入される量』と解するならば、表最終の2034年における鎌倉、逗子、葉山での「可燃ごみ量」に対する「資源化量」、即ち資源化率、特に家庭ごみの資源化率にかなりの開差がある。逗子の家庭ごみ資源化率26%に対し葉山は36%と顕著な相違を見込む理由が示されない。事業系ごみにおける資源化率は逗子葉山ともに19%である。逗子市民は分別に非協力的という前提での見込みなのであろうか。ちなみに鎌倉市内に今後建設予定資源化施設で処理見込みの鎌倉の家庭生ごみ資源化率は36%で葉山と同率である。杜撰な計画ではないのであれば、この開差の納得できる理由を示すべきである。	▲	「生ごみ資源化量」は、『分別した生ごみで資源化施設に搬入される量』と解してください。各市町の施策による資源化量を試算しており、各市町で差異があります。逗子市では、2012年度(平成24年度)に逗子ハイランドをモデル地域とし、約1,400世帯を対象に、「燃やすごみ」として一括して排出しているごみの中から、「生ごみ」だけを分別して排出していただく「生ごみ分別モデル事業」を実施しました。その結果をもとに資源化量を試算しています。

34	3 燃やすごみ及び生ごみの排出量予測	<p>逗子市の家庭系その他資源化量＝0については、制度設計案には排出抑制推進施策の優先と挙げられているが、効果なしを見込むことは矛盾している。逗子市は、家庭系可燃ごみの発生量を一人当たり 119Kg から算出しているが、この削減は生ごみ堆肥化（30Kg/年・人）のみであり、家庭での自家処理効果分は見込まれていない。鎌倉市や葉山町ではそれぞれ 15、17Kg/年・人見込んでいる。</p> <p>家庭系 - その他資源化・発生抑制（令和7年）</p> <table border="1" data-bbox="495 448 1232 603"> <thead> <tr> <th></th> <th>人口</th> <th>可燃ごみ発生量</th> <th>一人当たり</th> <th>生ごみ資源化</th> <th>一人当たり</th> <th>その他の資源化量</th> <th>一人当たり</th> </tr> <tr> <th></th> <th>人</th> <th>トン/年</th> <th>キログラム/年</th> <th>トン/年</th> <th>キログラム/年</th> <th>トン/年</th> <th>キログラム/年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鎌倉</td> <td>167,015</td> <td>18,971</td> <td>114</td> <td>988</td> <td>6</td> <td>2461</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>逗子</td> <td>57,472</td> <td>6,858</td> <td>119</td> <td>1,728</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>葉山</td> <td>31,494</td> <td>3,956</td> <td>126</td> <td>1,428</td> <td>45</td> <td>549</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>*合計</td> <td>255,981</td> <td>29,785</td> <td>116</td> <td>4,144</td> <td>16</td> <td>3,010</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		人口	可燃ごみ発生量	一人当たり	生ごみ資源化	一人当たり	その他の資源化量	一人当たり		人	トン/年	キログラム/年	トン/年	キログラム/年	トン/年	キログラム/年	鎌倉	167,015	18,971	114	988	6	2461	15	逗子	57,472	6,858	119	1,728	30	0	0	葉山	31,494	3,956	126	1,428	45	549	17	*合計	255,981	29,785	116	4,144	16	3,010	12	▲ 制度設計（案）9ページ、表1の可燃ごみ量の将来予測は、2020年（令和2年）8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」によるものです。鎌倉市及び葉山町では、「その他の資源化量（発生抑制を含む）」として、発生抑制等による減量効果を見込んだ数値としています。逗子市では、発生抑制等による減量効果について将来的に不確定な要素が多いため、算入しない考え方としました。 なお、2020年度（令和2年度）の1人当たりのごみ発生量は、逗子市 851g/日、鎌倉市 959g/日、葉山町 987g/日であり、逗子市では、家庭ごみ処理有料化の導入や分別品目の変更等への市民の皆さんのご協力により、発生抑制等による一定の減量効果はすでに表れているものと考えています。
	人口	可燃ごみ発生量	一人当たり	生ごみ資源化	一人当たり	その他の資源化量	一人当たり																																												
	人	トン/年	キログラム/年	トン/年	キログラム/年	トン/年	キログラム/年																																												
鎌倉	167,015	18,971	114	988	6	2461	15																																												
逗子	57,472	6,858	119	1,728	30	0	0																																												
葉山	31,494	3,956	126	1,428	45	549	17																																												
*合計	255,981	29,785	116	4,144	16	3,010	12																																												
35	4（1） 生ごみの定義 4（2） 対象とする生ごみの範囲 4（3） 生ごみの排出方法	4家庭からの生ごみの分別排出の項（1）から（3）の極めて技術的な問題は、生ごみ受け入れ主体の葉山町が分別の実証実験を重ねる中で、今後、実施方法が変わることも予想され、現時点での構想は実施段階までには変更する可能性があることを明示すること。換言すれば、実施方法の詳細を決定するには時期尚早といえ、今回の生ごみ処理計画にこだわることなく、柔軟な対応が望まれる。	▲ 葉山町と協議のうえ、制度設計（案）を作成しており、4（1）生ごみの定義、（2）対象とする生ごみの範囲、及び（3）生ごみの排出方法の内容について、大幅に変更することは想定していません。																																																
36	4（2） 対象とする生ごみの範囲	生ごみという表現が食べる物全て、カップラーメンの麺など油の多いものも含まれてしまうので、生ごみではなく、野菜の切れ端などと限定してはどうでしょうか？ 一律に水分を取った食べる物になると、油分の多いものやお菓子など、下手をするとチューインガムなども入ってくるのではと思います。	▲ 生ごみの範囲としては、生ごみ資源化処理に支障が生じない範囲内で、なるべく分別に手間がかからず、分別がしやすい形とする考えです。台所の三角コーナー等にためたものを「生ごみ」として出していただけよう、「水切りネットに入れた生ごみ」や「水を切って小袋に入れた生ごみ」もそのまま生ごみ用指定ごみ袋に入れて出せる方法を考えています。 なお、生ごみの範囲については、＜資料編＞25ページに「生ごみの範囲の例示」を記載しています。 また、生ごみの分別収集・資源化の実施に当たっては、生ごみの分別収集・資源化に関する冊子の作成及び全戸配布、自治会（マンション管理組合等も含む。）単位での詳細な説明																																																

				会を開催する等により、生ごみの排出方法について十分に周知を図ってまいります。
37	4(4) 手数料の設定	生ごみ用専用袋の導入によりポリ袋の使用量には変化は軽微との見方であるが、生ごみ専用袋の単価が燃やすごみ用袋よりも廉価なので、財政的にはネガティブな影響が発生する。	▲	生ごみの処理手数料は、家庭用生ごみ処理容器等による自家処理（排出抑制）推進施策を優先することとし、生ごみに占める割合の高い食品ロスの削減、分別徹底効果が得られる料金設定とするため、燃やすごみの処理手数料より負担を少なくする考えです。
38	4(4) 手数料の設定	本項目7行目では「生ごみは唯一自家処理が可能ながみ」とするが、4(1)では生ごみを「・人の口に入るもの・調理くず、食品くず、食べ残し」と定義しており、「唯一」とは言い難い。生花や草、小枝なども十分自家処理が可能であり、また、廃棄物処理法、消防法、軽犯罪法等の規制対象とならない日常生活を営む上で行われる焼却で軽微なものでの焼却処理も（住宅密集地では非現実的であるが）制度上は可能である。また、庭に埋める処理もできる。	○	「生ごみ」は唯一自家処理が可能ながみについて、「生ごみ」は自家処理が可能ながみに修正します。
39	4(4) 手数料の設定	4(4)の項9行目で「分別徹底効果が得られる料金設定」、同10行目では「自家処理への動機づけが働く」として「1リットル1円」の手数料課金が当然のごとく記述するが、これはごみ処理有料化の経緯を無視するもので到底容認できない。かつては焼却、庭に埋める等の自家処理で排出ごみは僅少で問題にならなかったが、人口増加、密集化に伴い都市機能維持の社会生活基盤としてごみ処理体制が構築された。ごみ処理は道路や河川保持などと同様に本来無料であるべきである。とはいえ、近時、環境負荷軽減、ごみ処理経費削減の必要が生じ、燃やすごみ削減手段としてごみ処理有料化に舵をきった。これは一種の課徴金であり、その基準は資源化ごみ無料、焼却ごみ有料とするものである。この基準に拠れば生ごみの資源化は当然に無料とすべきものである。また、本項目5行目では「ごみ処理にかかる経費等を考慮」とするが、この経費等とは何を意味するか不明。ちなみに、広報ずし本年2月号によれば、ごみ処理手数料収入のうち40%強が収集袋の作製費及び販売経費に充てられており、経費補填の効果は僅かなものである。あえて付言すれば、逗子市職員の人件費や事務経費などは収集袋の原価に算入されていない。有料化を廃止しごみ処理無料	▲	家庭ごみ処理有料化導入時の考え方としては、費用負担の公平性からは、全品目を有料化することも考えられましたが、最終処分量の削減と環境負荷の低減のため、更なるごみの減量化・資源化を早急に進めることが喫緊の課題である市の現状を踏まえ、「燃やすごみ」、「不燃ごみ」を有料化の対象としました。制度設計（案）の作成に当たっては、「生ごみ」は、自家処理が可能ながみであることから、自家処理（排出抑制）推進施策を優先することとしました。家庭用生ごみ処理容器等による自家処理への動機づけが働き、さらに、生ごみに占める割合の高い食品ロスの削減、分別徹底効果が得られる料金設定とすべきとの考え方から「1リットル当たり1円」と設定することが適当と考えます。

		化にすれば市職員の事務が軽減され何がしかの経費削減になる。ごみ処理袋に係る市職員分の経費（人件費、物件費）算定を求める。		
40	4（4） 手数料の設定	4（4）10行目では「自家処理への動機づけが働く」、同11行目では「分別徹底を図るため」として有料化とするが、あくまでも自家処理を推進するなら逗子市への自家処理機器の無償供与が簡明である。仮に1世帯平均10,000円かかるとしても、2億5,000万円であり、耐用年数8年とするとその8分の1で年間所要経費3,000万円強に過ぎない。発生ガスの無管理など自家処理自体の有効性に多大な疑問があり、全世帯での自家処理設備設置は不可能であることを考えれば、自家処理施設への誘導は補助金支給だけでも過分である。1円の料金設定の意味は実質的に皆無といえる。	▲	施設規模については、生ごみ処理容器等の耐用年数や利用継続率も考慮して家庭での減量化量を算出した上で計算しています。 全家庭が生ごみの自家処理を行うことは現実的ではないことから、どうしても出てしまう生ごみについては、資源化施設を整備して分別収集・資源化を行う考えです。 家庭用生ごみ処理容器等による自家処理への動機づけが働き、さらに、生ごみに占める割合の高い食品ロスの削減、分別徹底効果が得られる料金設定とすべきとの考え方から「1リットル当たり1円」と設定することが適当と考えます。
41	4（5） 手数料徴収の方法	本項目2行目では指定ごみ袋での有料化が「負担の公平性が確保される」とするが、「公平」の意味合いを曲解している。焼却ごみはさておき、家庭の食生活に直結する生ごみは一人当たりの平均排出量に顕著な差は出ないものと思われる。極端な例を挙げれば、外食不能世帯の生ごみ排出は外食中心世帯の生ごみ排出よりも多くなり、負担対応が過重になる。税外税といえる処理手数料の逆進性が極めて強くなる。安易に公平などという姿勢には猛省を求める。	▲	家庭ごみ処理有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化を図ることにより、ごみの減量化、資源化を促進し、なるべくごみを燃やさない、埋め立てないようにすることを目的として導入しました。 家庭から発生する生ごみの中には、食べ残し、賞味期限切れなどによって手付かずのまま廃棄されるもの、厚くむき過ぎた野菜の皮など過剰に除去されたもの等の食品ロスが含まれており、一人ひとりが意識して行動することにより生ごみ排出量は削減すると考えています。生ごみの排出量を減らすほど費用負担は少なくなるため、公平性が確保されるという考えです。
42	4（6） 指定ごみ袋の種類・形状	本項目8行目では生ごみの処理にあたっては「3リットル袋」、「10リットル袋」の2種類を採用する」とし、表4において3リットル袋3円、10リットル（以下、「リットル」を単に「L」と表記する）袋10円とするが、このために新たに作る所要数量を示さず、焼却ごみ及び生ごみ処理袋のそれぞれの作製・販売経費も示さない。本意見書の提出者が入手した資料によれば、2021年の指定ごみ袋作製単価及び作製枚数は、5L袋作製単価2021年4～6月（以下、「4月期」という）5.1円、2021年7月～2022年3	▲	生ごみの処理手数料を、燃やすごみ及び不燃ごみの処理手数料の半額とする考え方は、減量化へのインセンティブであり、短期的な視点で見るとはならず、逗子市焼却施設廃止後を見据えて判断すべきと考えます。 更なる広域化により外部処理委託のごみ量が減量されるほど、外部処理委託費は減額できます。 家庭ごみ処理有料化は、対象とするごみを「燃やすごみ」と「不燃ごみ」とし、再生利用が可能な資源ごみは、有料化の



	<p>月（以下、「7月期」という）4.8円（注、7月期から競争入札により安くなったようであるが他容量でも同様の単価差が生じている）、作製枚数は645,000枚である。以下同様に10L袋での単価は4月期5.4円・7月期5.1円、枚数927,300枚、20L袋での単価は4月期7.1円・7月期6.75円、枚数1,155,300枚、40L袋での単価4月期10.3円・7月期9.7円、枚数591,000枚であり、総計では指定袋作製費が23,790,805円、作製枚数が3,318,600枚となっている。これに取扱手数料8,915,016円、収納事務委託料2,228,754円、商工会事務委託料7,931,607円の合計19,075,377円が販売経費となる。指定袋作製費23,790,805円と販売経費19,075,377円の合計額42,866,182円が指定袋原価総額である。作製単価は容量ごとに示せるが、販売経費は容量別に算定する根拠を持たないので総額を総枚数で除して販売手数料平均額を求めると、1枚当たり5.75円となる。よって、容量別指定袋原価は5L7月期で10.55円、10L同期10.85円、20L同期12.5円、40L同期15.45円となる。容量が小さくなると原価は割高になり、焼却ごみ1Lあたり手数料2円でも5Lでは販売額よりも原価の方が高くなってしまう。これが生ごみでは、1L1円で設定するとなれば、10Lでも原価割れとなり、3Lでは原価が頒価の3倍程度になると見込まれる。しかも、生ごみで使われる袋は大半が3Lになり消費される指定袋の枚数も飛躍的に増大すると見込まれる。これでは有料化の意味が見いだせない。市当局は本意見書の提出者の試算よりも正確な見込を持っている筈だが、何故か具体的に示さない。経費の合理化に資するのであればまだしも、無駄な費用負担を市民に求め、現状以上に指定袋という環境負荷増大因子を更に増やすに過ぎない。市は分別誘導のためとするが生ごみは無料としたほうが遥かに動機付になる。そもそも、ごみ処理が無料の葉山に於いて分別協力率が高いという事実はごみ処理手数料に分別動機付けの効果がほとんど無いことを意味する。逗子市民は民度が低く1L1円の減額で喜んで分別すると市当局が考えているとすれば随分と市民の環境意識を軽んずるものである。</p>	<p>対象外とすることで、発生抑制・排出抑制を推進するとともに、資源物の分別排出の促進を図ることで、なるべくごみを燃やさない、埋め立てないようにすること、ごみ排出量に応じた公平な費用負担とすることを目的として導入しました。歳入の増加を目的としたものではなく、ごみの減量化と公平な費用負担を目的としています。</p> <p>一般廃棄物の有料化に関する取組みとしては、2016年（平成28年）11月21日に、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加となり、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されました。環境省では、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、有料化を推進しています。</p>
--	---	---

43	4 (6) 指定ごみ袋の種類・形状	生ごみとその他の可燃ごみを分別すれば、可燃ごみの量が減るので、30 リットル程度の可燃ごみ用のごみ袋を新設してほしいです。ご検討、どうぞよろしくお願ひいたします。	▲	現在、「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」で一番多く使われているのは「20 リットル袋」、次に「10 リットル袋」です。燃やすごみの量が減りますので、より小さな袋の需要が多くなることを想定しています。 袋の種類を増やすことは、作製、流通にかかる経費が手数料の金額を上回ることが想定されるとともに、取扱店における販売スペースの確保が課題となるため、現時点では「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」は現行の4種類を維持する考えです。袋の大きさの変更については、今後の需要の変動によっては検討が必要と考えます。
44	4 (6) 指定ごみ袋の種類・形状	生ごみ用指定ごみ袋には、マチは付けないのか。マチを付けた方が安定感が出て倒れにくく汁等もこぼれにくくなるのでは。	□	生ごみ用指定ごみ袋の形状としては、取り扱いやすく運びやすい形状である「持ち手付き袋（レジ袋タイプ）」を採用する考えです。現行の「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」と同じ形状であり、マチがついているものです。
45	4 (7) 販売方法	本項目2行目では「市内に94店舗」の指定袋取扱店舗とするが、販売店からすれば3L袋10枚単位の販売で一点30円の商品に過ぎない。指定袋は生ごみ・焼却ごみ対応の小額多品種の薄利商品となり、まとめて売れる商品でもない。薄利多売の体制を作るか、町会単位での取扱制度を構築するか、無償配布に切り替えるか、有料化を実施している鎌倉市との共通袋を導入するか、何らかの手段を講じないと販売経費は高止まりする。ちなみに、本意見書の提出者が本年5月末に鎌倉市で聞き取ったところでは、作製単価5L3.5円、10L4.25円、20L6.1円、40L12円（40Lは発注数が少なく割高になったもよう）と規模の優位が顕著であり、販売手数料は8%、120店舗への配送保管経費月額130万円とのことで原価率は32%強である。鎌倉の焼却ごみを引き受ける予定であり、共通化は十分に検討の余地がある。	■	指定ごみ袋の販売については、日常生活において購入しやすい場所を考慮し、逗子市商工会と連携して地域ごとにバランスのとれた指定ごみ袋取扱店の設置を行っています。 ごみ処理手数料は、市の手数料として地方自治法に基づき条例で定めるものですので、共通化は困難ですが、経費削減方法は引き続き検討する必要があると考えます。

46	4 (8) 手数料の減免	<p>ごみ処理手数料を無料化すれば、減免の必要がなくなり、事務の軽減になる。減免対象の選定基準自体が理由不明であり、例えば、生活保護費算定におけるごみ処理費用はどのように措置されているのかなど検討したとも思えない。何の措置も受けていない市民税非課税世帯には減免しない根拠は何か。排出ごみに多寡はあれども、基本的には市民全員に等しくごみ処理制度を提供すべきであり、排出量が極めて大きい、環境負荷が著しく高くなるような場合に課徴金を科す制度設計の方が説明しやすい。</p>	▲	<p>家庭ごみ処理有料化は、ごみの減量化・資源化を促進するために、手数料として全市民を対象に排出量に応じた負担をお願いするものですが、低所得者等への福祉的配慮から、制度設計(案)14ページ表5の減免対象世帯としました。生ごみの分別についても、考え方は同じであることから、現在の考え方を踏襲する考えです。</p>
47	5 (1) 収集方法	<p>● 分別不良ごみの回収について 現在でも、分別不良等によるごみステーションに残されたごみが、カラスや猫に荒らされ、散乱してしまうことがあります。燃やすごみだけでなく、容器包装プラスチックの時でも荒らされることがあります。生ごみの分別収集は、分別がさらに細くなり、分かりづらい人も出てくると思います。生ごみの分別不良ごみについては、燃やすごみで持っていただくなど、生ごみの分別不良ごみをごみステーションに残さないようにしていただきたいです。当自治会では、定期的に清掃当番が回ってくるのですが、カラスや猫に荒らされ、ごみが散らかっていると残念でなりません。町内でそのようなごみを出す方がいるのが課題であることは理解しており、町内会で対応を検討していますが、「ちらかされたごみ」を清掃したごみを、次回のごみの日まで当番が自分で保管しなければならないのは、相当な苦痛です。生ごみになるとなおさらです。 「生ごみの分別不良ごみは、収集時、ごみステーションに残さないルール作成をお願いします。」</p>	■	<p>分別不良のルール違反ごみを収集せずに置いて行った場合、袋が破けたり、カラス等がごみを引っ張り出して食べたりすることにより、生ごみがごみステーション周辺に散乱し、他の品目と比較して、ごみステーション周辺の環境衛生の保全上、大きな影響を及ぼすものと考えています。 生ごみの出し方については、生ごみの分別収集・資源化に関する冊子の作成及び全戸配布、広報ずし、広報掲示板、市ホームページ、SNS、ごみ分別アプリ等を活用し、分別不良等のルール違反ごみを出さないよう広く周知を図ってまいります。</p>

48	5 (1) 収集方法	<p>本項 2 行目で戸別収集は「新たに 2 億円を超える経費がかかる試算」とあるが、試算の主体、試算時期、具体的設定条件、不要となる既存経費の減額などが何も示されない。しかも、金額のみを判断基準とするであり、金額以外の利点や不利益点の比較など眼中にない。災害時及び平時の交通障害、景観、ごみ散乱、不法投棄、ごみステーションの維持管理、住民の軋轢、日常的な安否確認など視点は多岐にわたる。</p> <p>同 5 行目では「戸別収集のニーズが高くない」として 2013 年度のパブリックコメント及び 2009 年度「ごみに関する市民意識調査」をその根拠とする。2013 年はごみ有料化の可否が問題となったときであり、市民意識調査は 13 年前のもので、しかも、無作為抽出 18 歳以上の市民 1,600 人の調査に過ぎず、対象者の選定に問題があるうえ具体的設問、前提条件も示されない。13 年前の調査を牽強付会に根拠とするようでは行政の意義そのものを疑いたくなる。ごみ処理有料化を唱え、市民に分別労力と多大な費用負担を課すにもかかわらず、何らの還元策も講じない。財政効果については後で論ずるが、経費削減ばかりを強調し市民の負担軽減を全く考えないのは思考停止でしかない。</p>	▲	<p>制度設計 (案) についての市民説明会及び同説明会アンケートにおいても、戸別収集への強い要望はありませんでした。現時点において収集方法については、現行のごみステーション収集方式を維持することが適当と考えます。</p> <p>戸別収集の経費については、過去に平成 25 年度第 2 回逗子市廃棄物減量等推進審議会の資料の中で示したものです。ごみステーションの様々な問題には、環境クリーンセンターと資源循環課とで連携して個別に対応しています。</p>
49	5 (1) 収集方法	<p>カラス対策はどのような考えか。</p> <p>汁等の漏れ対策と後処理対策はどのような考えか。</p> <p>現状の収集地は側溝等の上等も有りネズミ等の対策も必要になってくるのでは。</p>	■	<p>カラス対策としては、カラスが、ごみネットボックスやごみ散乱防止ネットから、生ごみの袋を引っ張り出し難くするための効果的な手法を考え、検討してまいります。</p> <p>汁等の液漏れ対策等については、排出時は袋の口をしっかりと縛るよう、市民説明会や広報ずし、市ホームページ等で周知してまいります。また、生ごみ用の指定ごみ袋は破けにくい素材を使用する考えです。</p> <p>ネズミ対策については、被害が発生した場合に個別に対応していきたいと考えています。</p>
50	5 (1) 収集方法	<p>狭い収集場所での収集方法はどのようにするのか。</p>	■	<p>生ごみ分別収集は、既存のごみステーションにおいて、燃やすごみの収集日と同日に生ごみも収集する計画としていますので、狭い場所での収集に問題はありません。</p>

51	5 (2) 収集回数 5 (3) 生ごみの運搬	この2項目は机上の想定に過ぎず、現時点で当否を決める性質のものではない。葉山の実証実験や具体的実施に至るまでには残渣の処理、袋の選定、排出対象の範囲等の問題が顕在化することが予想される。柔軟な対応に迫られ、実施当初以後にも最適な方法への変更が必要になることも想定されると書き込むべきであろう。	■	「5 (2) 収集回数」については、変更を想定していません。「5 (3) 生ごみの運搬」については、収集量及び車両台数は試算であり、柔軟に対応する必要があると考えています。
52	5 (3) 生ごみの運搬	収集車は2台一組で収集するのか？1台一台時間差での収集はやめていただきたい。片方ずつだと収集後に出されてしまう。	▲	生ごみと燃やすごみの各収集車両は搬入先が違うことから、2台一組による収集・運搬は行いません。このため、各車両は、別の時間にごみステーションで収集します。生ごみの出し方については、生ごみの分別収集・資源化に関する冊子の作成及び全戸配布、広報ずし、広報掲示板、市ホームページ、SNS、ごみ分別アプリ等を活用し、収集後の後出し等のルール違反ごみを出さないよう広く周知を図ってまいります。
53	5 (3) 生ごみの運搬	運搬経路には、葉桜団地・イトピア団地等が予定されているが収集車の防水対策は。坂道等でバウンドした際に汁等が漏れ出さないか。	■	収集車両（パッカー車）には、汚水タンクが付いています。廃棄物処理法の収集、運搬の基準を遵守しており、運搬時に廃棄物（生ごみ）の水分が漏れ出すことはありません。
54	6 (1) 生ごみ堆肥化システムの概要	同項図7の基本的流れでは最終残存物として堆肥及び残渣を掲げるが、堆肥は全量資源物として使われるものであろうが、残渣についての記述が全くない。残渣の発生量見込も処理方法も示されない。施設稼働以前に取り扱いを検討すべきである。図7の下6行目以下では葉山町が採用する「超高温好気性発酵システム」の利点を強調するが、時間のかかる酸化燃焼で焼却と実質的には大差ない。管理下でのごみの攪拌により酸化を促しメタンガスの発生を抑える利点を説くが、減少するとしても、攪拌途上でのメタンガス発生は避けられない。管理下に置いたとしても焼却以上のメタンガスが発生するのであれば、攪拌を行わない無管理の自家処理設備の環境阻害因子は資源化施設のそれよりも大きなものである。バイオガス化が堆肥化よりも利点があると思うが、経費や規模で困難というなら具体的比較資料を示すべきである。まして、無管理下の自家処理では環境阻害因子の発生を防ぎようもなく、自家処理への誘導自体が政策として誤りである。	▲	バイオガス化施設では、バイオガスの他に発酵残渣や排水が発生しますが、計画している生ごみ資源化処理施設から発生する残渣は、主に収集した生ごみに混入していた異物です。事例では、減容化率が90%以上で処理後の堆肥の生成が少ない堆肥化システムであり、生成された堆肥は市民配布等により資源として循環する考えです。通常、有機性廃棄物のコンポスト化（堆肥化）は好気性条件下で行われるため、メタンはほとんど発生しないとされています。好気性発酵の維持管理に努めてまいります。生ごみの自家処理については、好気性発酵を促進するために攪拌（かくはん）等の周知が必要と考えます。

55	6 (1) 生ごみ堆肥化システムの概要	<p>● 20 ページの図 7 について</p> <p>発酵処理設備から発生するメタンを少しでも減らす改善ができないかさらなる検討をお願い致します。例えば、発生するメタンを焼却炉やフレヤースタック等で焼却などはできないのでしょうか。</p>	▲	通常、有機性廃棄物のコンポスト化（堆肥化）は好気性条件下で行われるため、メタンはほとんど発生しないとされています。好気性発酵の維持管理に努めてまいります。
56	6 (2) 計画施設規模	<p>「計画施設規模は 10 トン/日」とするが、脱水化生ごみでの処理量への影響の有無の記載が無い。生ごみの水分 80%を前提にするなら、1 割の水分を脱水すれば、実質的に処理量の 1 割が増加すると考えてよいはずで、家庭での水切り意欲を増すことになる。脱水化した生ごみの施設処理量に与える影響について必ず記載すべきである。</p>	■	生ごみをなるべく出さない工夫として、生ごみの水切りについて、逗子市のごみと資源物の出し方「CUZ」や市ホームページに掲載しているほか、定期的に応報ずしで周知をしておりますが、市民の皆さんの理解と協力を得るためには、より具体的な方法の周知を図っていく必要があると考えます。水切りの啓発活動を行っていきたいと考えます。
57	7 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による財政効果	<p>本項 9 行目で「2025 年度（略）と 2020 年度（令和 2 年度）の決算数値を比較し、財政効果を試算」とするが、表 13 の鎌倉市分ごみ焼却量は逗子葉山の生ごみ資源化により生じる焼却余力に起因する。葉山は市民負担無くごみ処理を行っているので財政効果と言えよう。逗子では今回の生ごみ処理計画で生ごみ 1 L1 円の手数料を徴する計画であり市民の費用負担前提にも拘わらず搬入される鎌倉焼却ごみには生ごみが含まれている。これでは何のための費用負担か意味不明を通り越し市民負担が財政効果に何ら寄与しない寡奪である。市当局の猛省を求める。</p>	▲	<p>鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画では、鎌倉市も生ごみ資源化施設の整備を行い、家庭系生ごみを処理する計画としています。</p> <p>既存の施設を有効に活用し、処理を集約して広域での効率的な処理を図る考えであり、当初は鎌倉市のごみの中に生ごみも混入していますが、鎌倉市では、2027 年度（令和 9 年度）以降に生ごみ資源化施設を整備予定のため、それ以降は生ごみが分別される計画です。</p> <p>また、2034 年度（令和 16 年度）を目途に逗子市の焼却炉の廃止を予定しており、同計画では、逗子市の焼却炉廃止後は、鎌倉市に設置予定の中継施設に逗子市の可燃ごみを搬入し、鎌倉市から処理施設へ運ぶという役割を担うものとしています。</p>
58	7 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による財政効果 8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全	<p>制度設計案では、施策全体を明確に説明せずに、家庭系生ごみ処理を中心に説明している。しかし、効果の計算では、施策全体による効果（財政と環境保全）をそれぞれの効果を分けずに示している。</p>	▲	<p>生ごみの分別資源化の取組みは広域連携を前提に計画したものであることから、財政効果及び環境保全効果の試算は、生ごみの分別資源化開始後の広域処理による効果を示す必要があると考えます。施策全体については、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に示しています。なお、本実施計画は、市ホームページに掲載しています。</p>

	効果			
59	7 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による財政効果 8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果	それぞれの施策に伴うコストとその効果を個別に説明し、それぞれの実現性や不確実性を説明すべきです。例えば、非常に大きな削減効果である鎌倉の事業系の“その他の資源化量”について、環境保全の影響（二酸化炭素総当分が発生するかどうか等）や実現性等については説明されていません。	■	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の見直しの際には、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会の中で検討が必要と考えます。
60	7 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による財政効果 8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果	● 22ページの7財政効果及び33ページの5試算結果について2025年度以降、この市の計画（財政効果、温暖化効果ガス排出量減少など）通りに遂行されたか否かの検証を継続して頂きたい。	■	検証を継続していくことが必要と考えます。 なお、ごみ処理の状況については、広報ずしや市ホームページ等においてお知らせしております。2025年度（令和7年度）以降は、生ごみの分別収集・資源化の状況についても併せてお知らせしてまいります。
61	8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果	環境保全効果の計算範囲を2市1町内とし、それも行政の処理範囲内にとどめている。この為、事業系生ごみのように2市1町の外で処理する場合、外に運んだだけで環境保全効果があったものとしている。2市1町の外で処理されようが、事業者の負担で何処かで処理されても、地球温暖化への影響はある。これらの輸送や処理に付帯する影響を二酸化炭素相当で計算して含めるべきです。また、環境保全効果の計算はその処理主体（行政か事業者か）を問わずに地球規模で行うべきです。 (添付資料の提出あり)	■	環境保全効果は、地球規模の視点が重要であると考えます。ただし、制度設計（案）は、あくまでも鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、広域連携による環境保全効果として試算したものです。

62	8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果	環境保全効果を令和元年度と令和7年度で比較し、その効果が葉山町の生ごみ堆肥化の施策によるものと誤解を招きやすい構成となっている。燃やすごみ量の減少には人口減による可燃ごみの自然減が含まれ、2市1町の外への持出分も貢献している。家庭系と事業系の両方の“その他の資源化量”も地球上から消え去ったように可燃ごみ量の減少に貢献し、令和元年度からの比較の効果に含まれている。	▲	生ごみの分別資源化の取組みは広域連携を前提に計画したものであることから、環境保全効果については、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づいて試算しています。
63	8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果	環境保全効果の計算対象は、ごみ自体の燃焼で発生する二酸化炭素ではなく、燃焼処理の輸送等で付带的に発生する燃料等による二酸化炭素相当分であることを明確に示さないと読者は誤解する。	□	制度設計（案）の＜資料編＞29ページに記載しています。ごみの燃焼に伴う温室効果ガスは、メタン、一酸化二窒素及び可燃ごみ中の廃プラスチックの燃焼に伴う二酸化炭素について計算しています。
64	8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果	逗子市と葉山町の家系生ごみを逗子市で焼却せず葉山町で堆肥化、また、鎌倉市の家庭系生ごみを鎌倉で堆肥化する場合（合計4,144トン/年）に付带的に発生する二酸化炭素相当量が732トン/年である。しかし、これに相当する生ごみ（プラスチック含まず）の焼却で付带的に発生する二酸化炭素相当量は524トン/年（筆者の概算である）と見込まれる。つまり、財政効果は別として、本家庭用生ごみの堆肥化施策による環境保全効果は二酸化炭素相当量で236トン/年の悪化と考えられる。 （添付資料の提出あり）	▲	2市1町で広域処理することによる全体の環境保全効果として、焼却、焼却残渣の資源化（熔融）、収集運搬、生ごみの資源化処理から発生する温室効果ガスについて、環境省の資料により算出し、2025年度（令和7年度）と2019年度（令和元年度）とを比較すると、年間約6,257t-CO <sub>2</sub> 減少すると試算されます。 なお、通常、有機性廃棄物のコンポスト化（堆肥化）は好気性条件下で行われるため、メタンはほとんど発生しないとされています。生ごみ自体の焼却については、カーボンニュートラルの考え方から算入していません。
65	8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果	環境保全を考える場合には地球規模で捉えるべきです。他所にツケをまわしても、いずれ地球環境の環境変化の代償は払わなければなりません。 最後に二酸化炭素200トン/年は約100頭の牛のゲップに含まれる温暖化ガスの二酸化炭素換算量です。 この環境への影響と財政効果を天秤にかけてどちら取ることが正しいかは筆者には判断できません。 （添付資料の提出あり）	■	環境保全効果の計算は、地球規模の視点が重要であると考えます。ただし、制度設計（案）は、あくまでも鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、広域連携による環境保全効果として試算したものです。



66	8 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による環境保全効果	本項3行目以下では2019年度と2025年度の比較試算とするが、今後の実証実験により前提条件が変わることも予想され現時点では参考程度の位置づけであると明記すること。また、【環境保全効果】の説明では2市1町のごみ焼却量が46,857トンから26,608トンに削減されるとするが、これは鎌倉市が生ごみ処理施設を稼働させる前提での試算と思われるが、現時点で鎌倉市の生ごみ処理施設が2025年に稼働する見込みはない。不適切な説明である。全面削除か鎌倉分を除いた数値に改定すること。	▲	今後、前提条件が変わることも考えられますが、現時点での試算数値として提示することが必要と考えます。
67	9 事業系ごみの取り扱い	本項8行目では「事業系ごみ処理手数料（持ち込みごみ手数料）の見直し」とするだけで葉山に設置する生ごみ資源化施設への搬入の取り扱い、手数料の設定方針、事業者への説明状況、分別基準など何も記載が無い。現状の明確な説明をかくべきである。	▲	事業系ごみ処理手数料の見直しについては、今後検討を進め、改めて審議会、市民説明会、パブリックコメント等の市民参加制度に基づく手続きを行う考えです。
68	9 事業系ごみの取り扱い	事業系生ごみを、他所（鶴見）で処理させることは、逗子市や葉山町の事業主への負担増である。逗子市は、この事業系の持ち込み焼却ごみ減少で発生する余剰焼却能力分で、鎌倉の焼却ごみを処理して財政効果としている。信義上の問題がないのかは疑問。	▲	事業系ごみは、廃棄物処理法上、事業者が適正に処理する責任を有しており、事業所から排出される生ごみについては食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等による資源化が可能と考えます。
69	10 生ごみ分別収集・資源化に関するスケジュール（案）	本稼働は2年後で、1月議会での議決の必要性は薄い。事務委託議決を急ぐ必要があるなら必要最小限の議決で十分。必要経費等の詳細まで1月に議決する意味はない。さらに、今回の生ごみ処理計画に対する市民意見を今後も出せるようにすべきである。	▲	2023年度（令和5年度）中に着工予定の葉山町の生ごみ資源化処理施設建設に係る経費を逗子市が負担するに当たり、市議会の議決が必要と判断したものです。市民参加条例に基づく市民参加手続きは一旦終了しますが、2023年度（令和5年度）、2024年度（令和6年度）の市民説明会においても、意見をいただきたいと考えます。

70	その他	<p>● ボランティア袋の使用ルールについて          清掃当番がボランティア袋を使用してごみステーションの清掃をする機会が増えると思います。「ボランティア袋は収集時無条件で回収」していただけないでしょうか。現在も、分別不良やカラスや猫に荒らされたごみをボランティア袋に入れて出しているのですが、以前、1回だけですが回収されなかったことがあります。※現在は「清掃当番が清掃したごみ」とメモを貼っています。</p> <p>以上、細かいことを書きましたが、制度自体につきましては、大変良いことだと思います。応援しております。よろしくお願いたします。</p>	◆	<p>ごみステーションの清掃のご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例において、「営利を目的としない団体又は個人が道路、公園その他の公共の場所の清掃による一般廃棄物を適正に分別し、市長が別に指定し配付する収集袋を使用し、市長が収集及び運搬する際に所定の場所に排出するとき」は処理手数料を全額免除することができることとしています。そのため、ボランティア清掃用ごみ袋は、申込みに基づき使用目的を確認したうえで配付しているものです。公共の場所の清掃、地域の清掃活動、ごみステーションに散乱したごみの清掃に使用することができますが、ルール違反への啓発のため、ごみステーションに出されたルール違反ごみの片付けには使用できないこととしています。</p> <p>ご意見に留意し、ボランティア清掃用ごみ袋の収集について、資源循環課と環境クリーンセンターとで連携して取り組んでまいります。</p>
71	その他	<p>C U Z (キューズ) も改定すると思いますが、「ごみと資源物の分別の一覧表」の内容も一考願いたい。例えば(スキーの部分)スキーセットはあるが、スキー板単体では出せないのかと思ってしまう。</p>	◆	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
72	その他	<p>2012年のハイランドでの実験はごみの分別だけだと思われるが、あれから10年もたっており生活様式も変化しており、もう一度自治会等の協力を仰ぎ、導入時と同じ方法で実験を望む。</p>	◆	<p>2012年度(平成24年度)に逗子ハイランドをモデル地域として実施した「生ごみ分別モデル事業」では、約1,400世帯を対象とし、「燃やすごみ」として一括して排出しているごみの中から、「生ごみ」だけを分別して排出していただきました。その結果から、生ごみ分別の協力率、ごみステーションでの収集の手法など、本制度設計に有益な結果が得られたと考えています。</p> <p>その後の10年間の変化としては、家庭ごみ処理有料化の導入により、燃やすごみの組成割合の変化、生ごみの排出抑制は進んだと考えていますが、生ごみの分別収集・資源化の制度設計に大きな影響を与える変化はないと考えています。</p>

73	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代替的な手段の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体としてごみ問題、環境問題はとらえられるべきであり、鎌倉を含めた三浦半島全体で考えれば、土地問題、農業問題、エネルギー問題を逗子・葉山単体ではなく（利己的にならず）検討することが可能となってくる。</li> <li>・2010年に却下したバイオガス→発電について今の技術・装置を用いたもので見直す価値は高いと思われる。その際に焼却とした発酵残渣をコンポストとすることも十分可能であるはずなので検討に入れるべき。</li> <li>・ごみ全体をガス化して燃料化する技術が日本企業で開発され、東北で実装されている。この技術を用いれば生ごみを含めた可燃ごみが資源化できることとなる。炭素収率で50%、エネルギー収率で70%がエタノールなどに変換できるため、災害時のためのエネルギー備蓄、発電としての利用、化学素材としての販売が可能。実施方法としては更地を企業に貸与することでごみ処理ができる。貸与における収入が発生するため、市の財政が潤う。また、環境モデル地域として環境省のみならず、経済産業省、農林水産省などの助成対象となりうる。土地利用についても来年閉鎖される逗子高校跡地を使うことで、そのような取組みを行うことが可能と考えられるので、総合的な街づくりについて有識者を入れて検討すべきと考えられる。</li> <li>・より広い地域の管理体制で考える際には、佐賀県佐賀市の行っているバイオマス産業都市の取組みがごみを起点とした炭素循環の考えが参考になる。彼らも地域産業との共同取組みで様々な炭素循環を実現している。生ごみ等はメタン発電に生かされ、設備で使用される電源として活用されている。そこから発生する残渣は堆肥となる。彼らの作る堆肥は有価で販売されているが農家による奪い合いとなっている。焼却で発生するCO2についても回収され、地域農業（露地栽培に比べ4倍のキュウリの生産を誇り、そのほかの農業用にも使われている）に生かされ、さらには養鶏等に使われる微細藻類の培養に供されている。海に流れる排水についても、季節ごとのコントロールを行うことで、海産物の安定生産に貢献している。三浦半島全体で考えれば、同様の取組みを行うことが可能と考えられる。</li> </ul> </li> </ul>	◆	参考意見とさせていただきます。
----	-----	---	---	-----------------

74	<資料編>	<p>27 ページの数値 鎌倉市の外部委託についての情報がない。削減で寄与しているのは鎌倉市のごみの量。</p> <p style="text-align: center;">ごみの量/T</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>R0</th> <th>R7</th> <th>削減比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">可燃</td> <td>鎌倉</td> <td style="text-align: center;">30,375</td> <td style="text-align: center;">15,522</td> <td style="text-align: center;">0.51</td> </tr> <tr> <td>逗子</td> <td style="text-align: center;">10,845</td> <td style="text-align: center;">7,970</td> <td style="text-align: center;">0.73</td> </tr> <tr> <td>葉山</td> <td style="text-align: center;">5,637</td> <td style="text-align: center;">3,116</td> <td style="text-align: center;">0.55</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">46,857</td> <td style="text-align: center;">26,608</td> <td style="text-align: center;">0.57</td> </tr> </tbody> </table>			R0	R7	削減比	可燃	鎌倉	30,375	15,522	0.51	逗子	10,845	7,970	0.73	葉山	5,637	3,116	0.55	計	46,857	26,608	0.57	▲	<p>鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画から引用しており、詳細は同計画に記載しています。</p>
		R0	R7	削減比																						
可燃	鎌倉	30,375	15,522	0.51																						
	逗子	10,845	7,970	0.73																						
	葉山	5,637	3,116	0.55																						
	計	46,857	26,608	0.57																						
75	<資料編>	<p>27 ページの数値 生ごみは水分を 85%と仮定すると、621 t が乾燥重量。近似的にこれらが炭水化物だとすると、炭素として 248.4 t、CO<sub>2</sub>としては 910 t となる。燃やせばカーボンニュートラルであるが、土壌処理を行うことで同オーダー432 t の気候変動ガス（メタン等）が発生する。可燃ごみと生ごみの重量を合わせると 30,752 t となり CO<sub>2</sub> の発生は 13.4%UP となる。生ごみを燃焼させることによる燃料、電気による CO<sub>2</sub> 発生は 126 t となり資源化に必要な 732 t より著しく低い。</p> <p style="text-align: center;">ごみの量/T</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>R0</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">生ごみ</td> <td>鎌倉</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">988</td> </tr> <tr> <td>逗子</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1,728</td> </tr> <tr> <td>葉山</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1,428</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4,144</td> </tr> </tbody> </table>			R0	R7	生ごみ	鎌倉	0	988	逗子	0	1,728	葉山	0	1,428	計	0	4,144	▲	<p>生ごみの分別資源化の取組みは広域連携を前提に計画したものであることから、財政効果及び環境保全効果の試算は、生ごみの分別資源化開始後の広域処理による効果を示す必要があると考えます。</p> <p>2市1町で広域処理をすることによる全体の環境保全効果として、焼却、焼却残渣の資源化（溶融）、収集運搬、生ごみの資源化処理から発生する温室効果ガスについて、環境省の資料により算出し、2025年度（令和7年度）と2019年度（令和元年度）とを比較すると、年間約6,257 t-CO<sub>2</sub>減少すると試算されます。</p> <p>なお、通常、有機性廃棄物のコンポスト化（堆肥化）は好気性条件下で行われるため、メタンはほとんど発生しないとされています。</p>					
		R0	R7																							
生ごみ	鎌倉	0	988																							
	逗子	0	1,728																							
	葉山	0	1,428																							
	計	0	4,144																							

76	<資料編>	<p>27 ページの数値 鎌倉市のR7の見込みがない。鎌倉市の場内処理に関する見込みの記載がない。2市1町以外で発生するものについても計算上は環境影響に入れるべき。</p> <p style="text-align: center;">ごみの量/T</p> <table border="1" data-bbox="483 363 976 544"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R0</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">残渣資 源化</td> <td>鎌倉</td> <td>3,554</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>逗子</td> <td>1,173</td> <td>2,874</td> </tr> <tr> <td>葉山</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,727</td> <td>2,874</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="483 576 976 756"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R0</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">残渣電 気使用</td> <td>鎌倉</td> <td>5,046,680</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>逗子</td> <td>1,665,660</td> <td>4,081,080</td> </tr> <tr> <td>葉山</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,712,340</td> <td>4,081,080</td> </tr> </tbody> </table>			R0	R7	残渣資 源化	鎌倉	3,554	0	逗子	1,173	2,874	葉山	0	0	計	4,727	2,874			R0	R7	残渣電 気使用	鎌倉	5,046,680	0	逗子	1,665,660	4,081,080	葉山	0	0	計	6,712,340	4,081,080	<input type="checkbox"/> 鎌倉市は、2025年度（令和7年度）以降市内での焼却処理を行わない計画となっています。焼却の対象となる可燃ごみは逗子市などで焼却する計画となっており、その焼却に伴う温室効果ガスについては計算に含まれています。
		R0	R7																																		
残渣資 源化	鎌倉	3,554	0																																		
	逗子	1,173	2,874																																		
	葉山	0	0																																		
	計	4,727	2,874																																		
		R0	R7																																		
残渣電 気使用	鎌倉	5,046,680	0																																		
	逗子	1,665,660	4,081,080																																		
	葉山	0	0																																		
	計	6,712,340	4,081,080																																		
77	<資料編>	<p>28 ページの試算条件で鎌倉市のプラスチック想定量が入っていない。</p> <p>29 ページの焼却における焼却量（連続燃焼式）においてCO2の発生がプラスチックのみとなっているのは正しいか？紙その他についてもCO2の発生が計算に入れないのか。CO2を積極的な資源ととらえていないことから炭素循環をとらえていない。</p>	<input type="checkbox"/> 2025年度（令和7年度）の2市1町の可燃ごみ量と生ごみ量の合計量及び逗子市令和元年度ごみ組成実績（水分54.1%、プラスチック類21.9%）をもとに試算しており、その量が27ページの表中の逗子市の廃プラスチック量です。なお、温室効果ガスについては環境省の資料により算出しており、プラスチック類以外のものは、カーボンニュートラルとして試算に入れないことになっています。																																		